

湖南省版小規模多機能自治推進基本構想（骨子案）

令和 5 年 2 月

湖南省

目次

1 はじめに

(1) 湖南省版小規模多機能自治基本構想策定の趣旨 . . . P2

(2) 小規模多機能自治とは . . . P2

(3) これまでの本市の取組み . . . P3

2 基本構想の位置づけ

(1) 関連する計画・業務との整合性 . . . P4

① 第二次湖南省総合計画後期基本計画 . . . P4

② 湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画 . . . P4

③ 湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務 . . . P4

3 湖南省版小規模多機能自治がめざす姿 . . . P5

(1) 4つの生活圏域と地域まちづくり協議会 . . . P5

(2) 行政機能の分散化と集約化 . . . P5

4 小規模多機能自治の推進 . . . P6

(1) 地域と行政の役割 . . . P6

(2) 地域による小規模多機能自治の推進 . . . P6

(3) 行政による小規模多機能自治の推進 . . . P6

(4) 令和5年度からのスケジュール . . . P7

1 はじめに

(1) 湖南省版小規模多機能自治基本構想策定の趣旨

本市が進める小規模多機能自治は、平成19年度に地域まちづくり協議会が設立され、自助・共助・公助の視点からそれぞれが担う役割を分担し、特色ある地域づくりやまちづくりを進めてきました。

しかし、本格的な人口減少社会を迎え、地域における課題がますます多様化する中、今日までのように行政が担う役割も今後は限界となることから、地域まちづくり協議会や区・自治会などの地域運営組織のあり方や、地域・民間事業者、行政がそれぞれ担うべき役割を見直すことが必要となってきました。

このようなことから、今後、持続可能な地域づくりを行政と地域、民間事業者が連携して進めていくための基本的な考え方を「湖南省版小規模多機能自治基本構想」として策定するものです。

(2) 小規模多機能自治とは

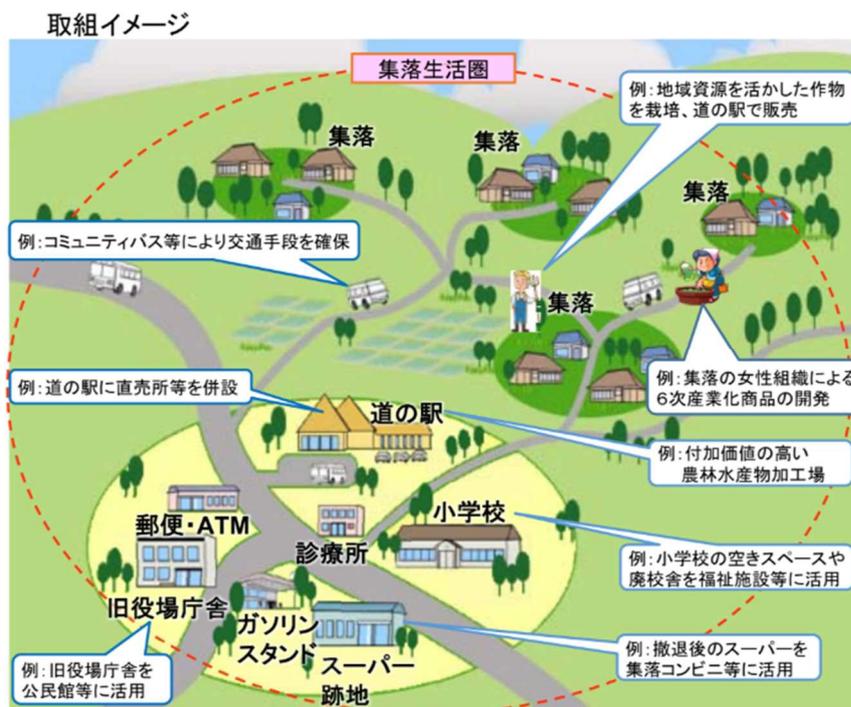
少子高齢化社会を迎え、中山間地域の過疎化対策として点在する集落で将来にわたり持続可能な暮らしを実現するため、集落生活圏（概ね小学校区）での生活サービスの集約化と交通のネットワーク化による「小さな拠点づくり」という考え方と、地域住民自らが主体的に地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織を形成する「地域運営組織」という考え方が国により提唱されたことが始まりです。

中山間地域以外でも地域住民が主体的に地域づくりに関わり、行政との協働による「新しい公共」の形や地域に関わるあらゆる団体、事業者等が参画することにより、地域内の課題を「自ら考え、自ら決定し、自ら実行する組織」を形成し、住民福祉の向上や住みよい地域の形を創りあげる仕組みが「小規模多機能自治」です。

この地域主体の小規模多機能自治を全国に普及推進するため、「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」が設置され、本市も参画し情報交換・情報共有等を行っています。

《小さな拠点づくりのイメージ図》

(出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部資料)



(3) これまでの本市の取組

本市では、国が提唱する小規模多機能自治の考え方を取り入れた取組として、平成19年度から平成21年度に掛けて「自分たちのまちは自分たちでつくる」を基本理念として、市内全小学校区（7学区）に区・自治会を基幹組織とした地域運営組織である「地域まちづくり協議会」が設立され、それぞれの地域課題に自らが取組、特色ある地域づくりのビジョンを定めた「地域コミュニティプラン」を策定し、活動しています。

平成26年2月には「湖南省地域まちづくり協議会条例」を制定し、地域組織としての位置づけを明確にするるとともに、地域の課題に対して行政と地域の「協働」により解決を図ってきました。

しかし近年、地域まちづくり協議会のあり方やその基幹組織となる区・自治との連携について、地域自らで見直そうとする動きがあり、今日まで取り組むべき課題等について議論が重ねられ、「地域コミュニティプラン」の見直しが進められてきたところです。

2 基本構想の位置づけ

(1) 関連する計画・業務との整合性

① 第二次湖南省総合計画後期基本計画 令和3年4月策定

本基本構想は、第二次湖南省総合計画後期基本計画に定める「市民主体のまちづくりの推進（第1章）」および「効率的な行財政運営の推進（第6章）」を実現するため、「行政」と地域運営組織である「地域まちづくり協機会」の協働により、本市が取り組む「小規模多機能自治」の推進を図るための基本的な方向性を定めています。

② 湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画 令和4年9月改訂

湖南省版小規模多機能自治を進める上で4つの中学校区圏域を拠点として進めるにあたり、関連する公共施設のあり方を見直すことが必要となります。

このことから、本基本構想に掲げる施設等の今後のあり方について「湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画」の見直しも併せて行い、外部の有識者等で構成する「湖南省公共施設等マネジメント推進委員会」に諮り意見等を得た上で市議会に諮るものとします。

③ 湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務 令和4年度実施

行政が担うべきサービス機能について、東庁舎に置く統括的・集約的機能の整理と各中学校区における小規模多機能自治の拠点に置く分散的機能の整理を行うことで、「湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務委託」の実施結果である「既存建築物耐震診断等判定報告書」に基づき今後進める東庁舎の整備計画と併せ、石部中学校区の小規模多機能自治の拠点となる西庁舎周辺についても本基本構想に基づき整備を進めることとします。

3 湖南省版小規模多機能自治がめざす姿

(1) 4つの生活圏域と地域まちづくり協議会

本市が進める小規模多機能自治の範囲は、そのエリア内人口を1万人から1万5千人を理想とすることから、市内を4つの生活圏域（中学校区）と捉え、従来の小学校区における地域まちづくり協議会の取組と併せ、小規模多機能自治として行政が持つサービス機能の内、分散する機能を有した拠点を置くこととします。

地域運営組織である地域まちづくり協議会は、小学校区単位を基本として市内で7つの協議会が組織されていますが、小規模多機能自治の拠点では、分散するサービス機能に対して地域や民間事業者が担い手となるための支援やサポート、行政が主体的に行うサービス機能などを職員と地域、民間事業者等が連携し、それぞれが主体的に取り組むこととしています。

各地域で高齢化が進む中、コスト面だけを重視した集約化だけを捉えるのではなく免許証の自主返納などにより窓口に来られない高齢者の方々には、生活圏域において福祉や医療など一定程度のサービスが完了できる仕組みを構築することも今後は重要となってきます。

(2) 行政機能の分散化と集約化

行政が持つサービス機能の分散化と集約化を進めていくにあたっては、その前提として行政事務のすべてを把握する必要があります。

その中において、「行政が担わなければならないサービス」、「地域や民間事業者で担っていただく方が効果の高いサービス」等の整理を行い、各中学校区に設置する拠点において実施する方がより効果的な行政サービスの内、それぞれが主体的に取り組むサービスと連携して取り組むサービスを検討し、行政が持つサービス機能の分散化を決定することとします。

また、これにより決定した分散化以外のサービス機能については、東庁舎への集約化を基本として進めることから、この見直しにより職員配置計画のほか、東庁舎の整備計画とも並行して進める必要があり、石部中学校区における小規模多機能自治の拠点として整備する西庁舎およびその周辺施設についても併せて考えて行く必要があります。

分散化するサービス機能については、各中学校区に拠点となる「(仮称)小規模多機能自治センター」を設置し、行政が主体となるサービスと地域や民間事業者が行うサービスへの支援・連携を進めます。

《湖南省版小規模多機能自治イメージ 別図1》

《4つの生活圏域の小規模多機能自治に伴う施設配置イメージ 別図2》

4 小規模多機能自治の推進

(1) 地域と行政の役割

小規模多機能自治における地域の役割は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念に基づき、地域課題に自ら取り組むことが基本となります。地域ごとに作成された地域コミュニティプランを実行していくことにより、地域課題の解決を図り、特色ある地域づくりを主体的に進めることが地域の役割です。

一方、行政の役割は行政が持つサービス機能について、中学校区を一つの生活圏域とした市内4つの拠点に分散化し、「行政が主体となって行うサービス」のほか、「地域との協働により実施するサービス」や「地域が担うことが効果的なサービス」など、地域への支援体制を確立し実行することが行政の役割です。

(2) 地域による小規模多機能自治の推進

小規模多機能自治を進める上で地域で主体となるのは地域まちづくり協議会であり、その基本理念に基づき、地域福祉や地域防災などを中心とした地域課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されます。

地域ごとに策定されたコミュニティプランの実現に向け、基幹組織である区・自治会はもとより、地域内のあらゆる団体や組織、民間事業者が参画できるよう連携を図る必要があります。

(3) 行政による小規模多機能自治の推進

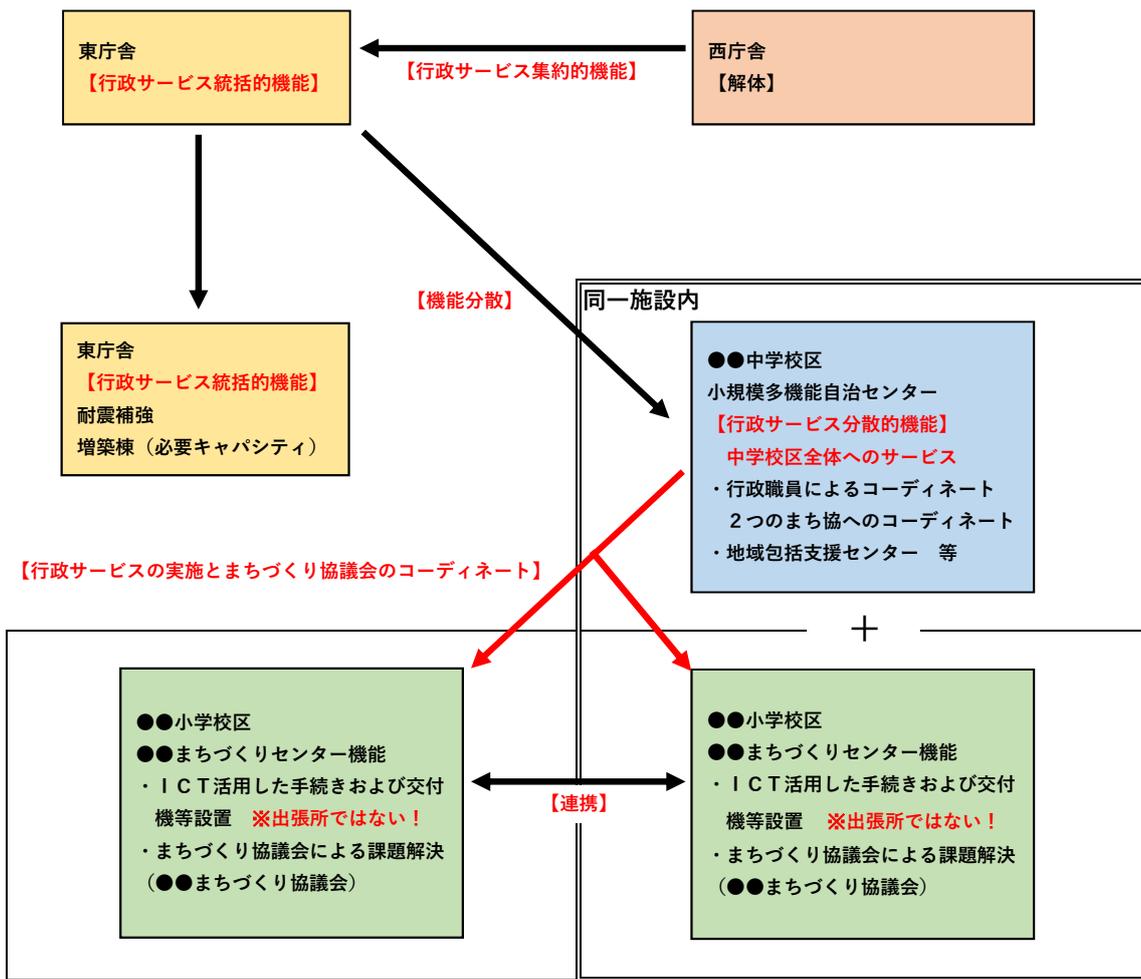
行政事務の洗い出しによる行政事務量の把握や整理を行い、行政が持つサービス機能の分散化と集約化の検討を進めます。

特に、分散化させるサービス機能については、地域まちづくり協議会がその担い手として可能であるか否か、支援やサポート内容等についても検討を行い、地域福祉や地域防災など地域が主体となる小規模多機能自治の推進に取り組みます。

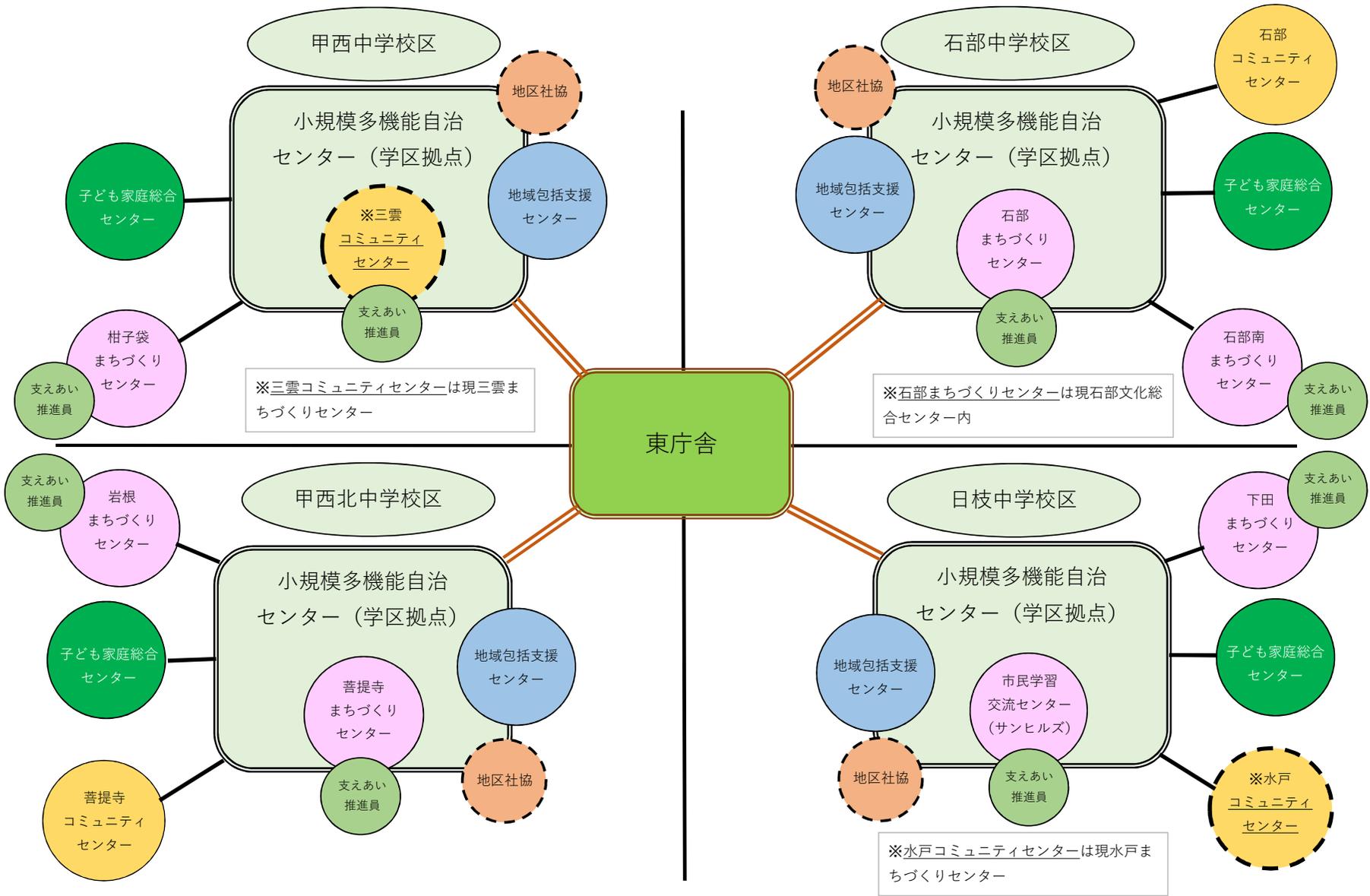
(4) 令和5年度からのスケジュール

《湖南省版小規模多機能自治の構築にかかる関連スケジュール 別図3》

湖南省版 小規模多機能自治イメージ【各中学校区】（案）



小規模多機能自治に伴う施設（機能）等配置イメージ



湖南省版小規模多機能自治の構築にかかる関連スケジュール（案）

	小規模多機能自治	西庁舎周辺整備	東庁舎周辺整備			
R4	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務量調査（洗い出し） →次年度（集約化・分散化）基礎資料 		<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断調査（判定委員会） 			
R5	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務の集約化と分散化の決定 →東庁舎等への集約業務と（仮称）小規模多機能自治センターへの分散化業務の決定 地域まちづくり協議会との協議・調整 	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校区のコミュニティセンター設置 石部コミュニティセンター（石部中学校区） 菩提寺コミュニティセンター（甲西北中学校区） ※水戸コミュニティセンター（日枝中学校区） ※三雲コミュニティセンター（甲西中学校区） ※施設はまちづくりセンターからの用途変更 	<p>【令和5年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各まちづくりセンター大規模改修 →小規模多機能自治センターや東庁舎周辺整備などの計画と調整を図り実施時期を決定 下田まちづくりセンター改修 石部南まちづくりセンター改修 岩根まちづくりセンター改修 柑子袋まちづくりセンター改修 	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石部中学校区小規模多機能自治センター →集約化業務の検討 	<p>【令和5年度～令和9年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎周辺整備基本計画（東庁舎を含む） 石部文化総合センター解体設計 解体工事 石部中学校区小規模多機能自治センター（新築）基本設計 実施設計 建築工事 西庁舎周辺施設解体準備 集約化の検討 解体設計 	<p>【令和5年度～令和10年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎周辺整備（増改築）基本計画（西庁舎含む） 基本設計 実施設計 増改築工事
R6	<p>【令和6年度～令和10年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※令和6年度から各中学校区の拠点となる（仮称）小規模多機能自治センターの整備 ★石部中学校区小規模多機能自治センター（新築） ★日枝中学校区小規模多機能自治センター（市民学習交流センター） ★甲西中学校区小規模多機能自治センター（三雲コミュニティセンター） ★甲西北中学校区小規模多機能自治センター（菩提寺まちづくりセンター） 					
R7						
R8						
R9						
R10	<p>【令和10年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★小規模多機能自治センター本格稼働 		<p>【令和10年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★西庁舎解体工事 	<p>【令和10年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★東庁舎増改築稼働 		
R11						